

はじめに

近年、感染症を取り巻く環境は大きく変化しており、昨年は、海外ではエボラ出血熱、中東呼吸器症候群（MER S）の発生が注目されましたが、平成27年は中南米でジカ熱が流行し、国内発生が危惧されました。そのような中で感染症に対する危機管理体制を強化する必要性が益々増してきております。

京都市では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成11年4月1日施行）に基づき、「京都市感染症発生動向調査事業実施要綱」を策定し、市内医療機関からの感染症に関する情報を市内保健センターを通じて提供を受け、そのデータを国に送るとともに、データ解析をした結果を週報、月報等により保健センター、京都府医師会、及び教育委員会等に提供しています。また、市民の方々向けに、感染症情報をホームページにも掲載しております。

平成27年の改正により、1月に「中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MER Sコロナウイルスであるものに限る。）」及び「鳥インフルエンザ（H7N9）」の指定感染症への指定が廃止されるとともに二類感染症に追加され、4月には蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針が制定されて「デング熱」及び「チクングニア熱」が重点的に対策を講じる必要のある蚊媒介感染症に位置づけられました。

平成27年は、手足口病が春から近年にない大きな流行となり、またRSウイルス感染症が秋から大流行し、報告数は定点把握疾患が指定されて以降、最も多かった昨年を更に上回りました。また、レジオネラ症や梅毒についての報告も多くありました。インフルエンザについては流行期入りが1月と例年より遅くなりましたが、2月に入り、定点当たりの報告数が警報レベルの「30」を上回る流行になりました。

このたび、平成27年京都市感染症発生動向調査事業実施報告書を作成しましたので、今後の公衆衛生行政及び感染症予防対策の参考として御活用いただければ幸甚に存じます。

なお、本報告書の作成にあたり、御協力いただきました京都府医師会、指定届出機関及び感染症発生動向調査委員会の諸先生方に厚くお礼申し上げますとともに、今後ともなお一層の御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年1月

京都市保健福祉局